



安曇野で始める新婚生活

ご婚約、ご結婚おめでとうございます。

安曇野市では、結婚新生活支援事業で新生活のスタートを応援します。

最大

60

万円



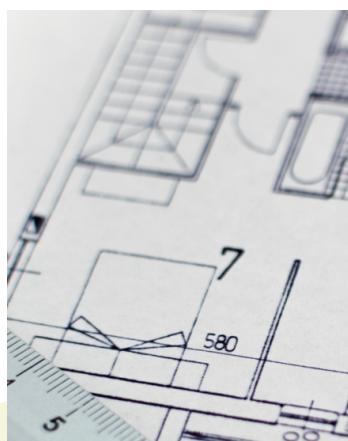
住宅賃借

賃料、敷金、礼金
共益費、仲介手数料



引っ越し

住居の移転に伴う
荷物の移動・運送費用



住宅取得

建物の建築費・購入費



リフォーム

修繕、増築
改築の工事費用

対象世帯の主な要件

その他要件はチラシや市HPをご覧ください。
下記連絡先までお問い合わせください。

- ☐ 令和7年1月1日以降に婚姻した
- ☐ 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ☐ 令和6年の夫婦の合計所得が500万円未満

補助金額

婚姻日時点の年齢により異なります。

夫婦ともに29歳以下 最大 60万円
夫婦ともに39歳以下 最大 30万円

申請・問合せは
こちら！

安曇野市
移住定住推進課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
TEL: 0263-71-2081 FAX: 0263-72-1340
E-Mail: iju-teiju@city.azumino.nagano.jp



市HPをチェック！



対象世帯と申請期間

- ・世帯の状況により、申請開始時期が異なります。
- ・予算に限りがあるため、早めに申請を締め切る場合があります。最新情報は市HPまたは電話などでご確認ください。

● 新規申請世帯...次の5つ全てに該当し、初めて申請する方

- ☐ 婚姻日 令和7年1月1日～令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された。
- ☐ 年 齢 婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下である。
※法律により、誕生日の前日に年齢が加算されます。
- ☐ 所 得 令和6年1月1日～令和6年12月31日の夫婦の合計所得が、500万円未満である。
※貸与型奨学金を返還している場合は、合計所得から年間返還額を控除できます。
- ☐ 住 所 新生活の拠点となる住所に、夫婦ともに安曇野市に住民登録をしている。
- ☐ その他 他自治体を含め、過去に結婚新生活支援事業による補助を受けていない。
安曇野市の市税を滞納していない。

申請期間 令和7年7月1日～令和8年2月27日（金）一次締切
～令和8年3月31日（火）受付終了日
※2月27日までに事前相談を必ず済ませること。

● 継続補助世帯...令和6年度に申請済みで以下に該当する方

- ☐ 令和6年度事業による補助金の交付を受けた方で、補助上限額に満たなかった方
- ☐ 令和6年度事業による資格認定を受けた方

申請期間 令和7年4月1日～令和8年2月27日（金）一次締切
～令和8年3月31日（火）受付終了日
※2月27日までに事前相談を必ず済ませること。

● 資格認定申請...令和7年度中に申請が難しい（できない）方

- ☐ 婚姻（予定）日が年度末に近い方
- ☐ 対象経費の発生が令和8年度中の方 など...

▷資格認定申請により認定を受けた場合、令和8年度も要件を満たした上で、令和8年4月1日以降に発生した経費について補助金を申請することができます。

申請期間 令和8年3月2日～令和8年3月31日

補助金受取りまでの流れ

事前相談

要予約
2/27までに
原則来庁

申請書・書類準備

次ページを
チェック！

申請（書類提出）

2週間程度

内容審査

内容の不備があった場合は追加書類や修正を依頼する場合があります。

交付決定通知が届く

請求書・アンケート提出

3週間程度

補助金振込

必要書類と補助対象費用

- ・世帯要件や申請する経費等により、提出書類が異なります。
- ・継続補助世帯は、※印の書類を省略できます。
- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った経費について補助します。

共通の必要書類		
書類名	取得場所・備考	✓ 欄
安曇野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)	安曇野市移住定住推進課 (本庁舎3階①番)	
誓約書兼同意書(様式第2号)		
※世帯全員の住民票の写し(続柄記載)原本	安曇野市市民課 (本庁舎1階②番) △婚姻届を提出した市区町村役場	
※戸籍謄本または婚姻届受理証明書△		
※令和7年度所得証明書(夫婦それぞれ)△ …R6.1.1～12.31の所得を確認できるもの	安曇野市税務課(本庁舎1階⑧番) △R7.1.1の住民登録市区町村へ請求 △例年6月上旬以降発行予定	
所得から貸与型奨学金の返還額を控除する場合 奨学金返還額証明書	・貸与を受けた機関に要問合せ。 ・R6.1.1～12.31の年間返還額を確認できるもの。	
資格認定申請をする場合 安曇野市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第4号)	安曇野市移住定住推進課 (本庁舎3階①番)	

申請する対象経費により必要な書類		
対象経費	書類の主な名称	✓ 欄
住宅賃借	支払日・金額等が分かる書類(振込の明細書、領収書の写しなど)	
	住宅の賃貸借契約書の写し	
	勤務先の住宅手当支給証明書(様式第3号) 該当者のみ	
引っ越し	支払日・金額等が分かる書類(振込の明細書、領収書の写しなど)	
住宅取得	支払日・金額等が分かる書類(振込の明細書、領収書の写しなど)	
	住宅の売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し	
リフォーム	支払日・金額等が分かる書類(振込の明細書、領収書の写しなど)	
	リフォームの工事請負契約書の写し	

対象経費	対象となる経費	対象とならない経費	留意点
住宅賃借	・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料	・駐車場代 ・物件の清掃代 ・鍵交換代 ・更新手数料 ・光熱水費 ・設備購入代 ・火災保険料 ・家財保険料 ・契約一時金 ・保証金	・敷金、礼金、仲介手数料は婚姻日前1年以内に契約した場合のみ対象 ・賃料は婚姻日前1年以内かつ同居開始日以降が対象
引っ越し	・引っ越し業者や運送業者を利用した荷物の移動や運送にかかった費用	・不用品の処分費用 ・自らレンタカーを借りる、または友人に頼むなどして引っ越しした場合にかかった費用	婚姻前の引っ越しは、婚姻日前1年以内に実施したものが対象
住宅取得	建物の購入費用 (金融機関へのローン払い、住宅メーカーへの一括払いは婚姻日以降のみ対象)	・土地購入代 ・住宅ローン手数料	・婚姻前の住宅取得は、婚姻日前1年以内に契約し、取得したものが対象 ・国の他の補助制度との併用は不可
リフォーム	婚姻に伴う住宅機能の維持向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	・倉庫、車庫の工事費用、門、フェンス、植栽などにかかる外構工事費用 ・エアコンや洗濯機などの家電購入、設置にかかる費用	・婚姻前のリフォームは、婚姻日前1年以内に契約、実施したものが対象 ・国の他の補助制度との併用は原則不可

よくあるご質問

補助対象経費に関しては、婚姻日、住所を定めた日、契約日の前後関係等により対象にならない場合もございますので、必ず事前相談をしてください。
本リーフレットの内容は令和7年4月1日時点のご案内です。

Q1 事前に自分の今の所得を確認する方法は？

A1 給与所得者であれば、勤務先から発行される源泉徴収票で概ねの金額を把握することが可能です。
給与以外の所得がある場合には、その額を合計します。
貸与型奨学金の返還をしている場合は、令和6年1月1日から12月31日までに返還した額を、所得から控除することができます。

Q2 補助金の対象となる支払い期間はいつ？

A2 令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った額が対象になります。
また、婚姻前にかかった経費は、上記年度内かつ婚姻日から遡り1年以内の場合は対象になります。

Q3 同居の日はいつを指す？

A3 同じ住所に住民票を移した日です。（安曇野市市民課へ転入届または転居届の提出が必要です。）

Q4 令和7年度中に申請をしたが補助上限額（60万円または30万円）に満たなかった。再度申請可能か？

A4 同一年度に申請は1回のみ可能ですが、令和8年度に限り、上限額との差額を補助します。
翌年度に申請ができる経費は、令和8年4月1日以降に発生した事由のみです。

Q5 現在は住まいを別にしていて、令和8年度から安曇野市で二人で住む予定だが申請可能か？

A5 夫婦が同居していることが要件ですので、申請（資格認定申請含む）をすることができません。

Q6 日中は仕事をしていて、住民票や所得証明書を取りに市役所に行けないのですが…

A6 ぜひ、マイナンバーカードをご活用ください。利用方法は下記QRコードからご確認ください。
マイナンバーカードがない場合は窓口で代理人による取得ができますが、委任状など必要書類がありますので、詳しくは証明書発行の担当課までお問い合わせください。



住民票
戸籍謄本



所得証明書

Q7 対象経費の引き落とし口座がネット銀行で通帳がない場合、添付書類はどうしたら？

A7 当該経費の利用明細と口座名義、引き落とし確定済みであることがわかるキャプチャ画面を印刷しお持ちください。

Q8 奨学金返還額証明書や、各種対象経費の領収書の写しがない場合はどうしたら？

A8 返還額や対象経費の明細などと共に、対象経費の引き落とし日と金額のわかる通帳の写しや上記「A7」に準じた書類をご用意ください。

Q9 アパートの家賃（住宅賃借費用）で補助金を申請したい。どのような場合に対象になる？

A9 住宅賃借費用の対象経費は様々なパターンがあります。まずは事前相談のご予約をお願いします。

パターン① 婚姻→賃借契約→同居開始

日付	R7.7/10	7/20	8/5
事由	婚姻	契約	同居開始
補助対象経費		初期費用	同居日以降の家賃

パターン② 婚姻→賃借契約→夫転居→妻転居

日付	7/10	7/20	8/5	8/12
事由	婚姻	契約	夫転居	妻転居
補助対象経費		初期費用		同居日以降の家賃

※同居開始が月途中の場合は、その月の家賃は日割り計算をします。

パターン③ 賃借契約→同居開始→婚姻（年度をまたいでいる場合）

日付	R6/10/31	11/1	R7/4/1	7/15
事由	契約	同居開始		婚姻
補助対象経費			婚姻日前1年以内に同居を開始している場合は、R7/4/1以降に支払った家賃	